

Title	商業政策に関する時論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.4 (1910. 10) ,p.369(1)- 401(33)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

く、この不動産に對するや宗教的崇敬の情を以てし注意實に至らざるなし、田園の疆界をも神聖視して、テルミヌス神を設け且之が祭典を行へり一度テルミヌス神即ち疆界標を立つるや又之を移す能はず、ユピテル神曾てカピトリノ岡に殿堂を建立せしめんと欲せしが、テルミヌス神の社地を横領する能はざりきと云へる古傳は即ち之によりて説明ざるを得可し、或は界標を仆し或は之を移さんとするものは何人も皆褻神罪を以て擬せられ、又羅馬の舊法に従へば、田園の耕作に際し鋤犁を以て界標に觸るゝ時は、其農夫は耕牛と共に地獄の神に供養さる可しとあり(八五頁—八六頁)

テルミヌス神と石神とが同一様の事情の下に發達したものと云はれぬ迄も、彼此の間に類似の點は認めらるゝかも知れぬ、なほ著者は西洋の學者の石神の問題に手を著けぬうち先づ研究の一端を公にするとのことであるが、塞の神即ち道祖に關してはアストンの「神道」(一九〇五年出版)の十八六

頁乃至一九八頁に詳細の論究見え、又シカイのドルトルバッククレーは一八九五年に Phallicism in Japan と題する單行本をさへ公にして居る、假令研究の主題は稍や異なるにせよ、何れも本書の讀者の併せて一讀す可きものと思ふ。(田中萃一郎)

三田學會雜誌 第四卷第四號

論 說

商業政策に關する時論

堀 江 歸 一

八月九日より同十二日に至る四日間白耳義國アンウエルス市に開かれたる第二回萬國自由貿易會議に出席し、諸家の講演を聴き、報告を讀み、商業政策の近狀に就て、聊か得たる所あり。之を録して、大方の批判を請はんとす。

1 各國に於ける商業政策の現狀を研究するに當り、第一に着目を要するは保護關稅の巢窟を以て目せらるゝ北米合衆國并獨逸に於て、近時此政策に對する反動を惹起し、曩に制定せられたる稅則に對する非難の聲次第に高きを加ふるの一事な

商業政策に關する時論

りとす。米國の事は姑く他日を期し、獨逸の狀況に就て述べんに、一昨年夏同國産業社會の一部に奇怪なる風説傳はれり。即ち鐵并に鋼鐵製造業者中有力なる團體は保護政策の流弊に堪えず、銑鐵并に鐵の半製品に對する輸入税を免除するの請願を帝國政府に致したりとの一事にして、其後此風説は事實を以て目せらるゝに至りしが、更に昨年二月同團體は同様の請願を帝國議會に致して、再び世間を驚したり。(Petition betreffend Die Sistierung und spätere Aufhebung der Schutzzölle auf Kohleisen, Schrott und Halbzeug an den hohen Reichstag zu Berlin) 此請願には全國に於ける五十六の關係大會社署名したるが、彼等が疑問として提起したる所は(第一)獨逸の鐵并鋼鐵業は保護と稱せらるゝ税則の下に在るよりも、寧ろ自由貿易に依て能く保護せられざるや否や(第二)保護は保護を與ふるよりは寧ろ目的とする産業に有害なる影響を及ぼさざるや否やの二點なるが、多年保護政策の可なることを認め、一意其實行に勉めたる當業者の間に斯る疑問を生ずるに至れるは何故なるか。先づ獨逸に於ける製鐵、製鋼二業の狀況を見るに、種々の點に於て英國の同種事業よりも、天然の恩恵を享くること多きものあり。即ち石炭の含有高に於て、塊鐵の産出高

に於て、獨逸は共に英國を凌駕し、又時にルクセンブルヒ、ロトレネンよりウエストフエリアに至る塊鐵の運賃高率なる爲め、塊鐵の一部を外國より輸入することありとするも、千九百六年に於ける輸入高八百十萬噸を數ふ、尙ほ塊鐵の價は獨逸に於て低廉にして、英國に於て高貴なり。ロトレネン并にルクセンブルヒに於ける塊鐵採取の費用は、最近數年間を通じ一噸に付き一志六片乃至二志なり。而して塊鐵は少なくとも三割の鐵を含有するが故に、銑鐵一噸を産出するには、三噸の塊鐵を要し、隨て其價格七志六片を數ふるに反し、英國に於ては、クリーヴランド地方に就て見るも、銑鐵を含有する比率の低き爲め、一噸の鐵を得るに、十六志を値する塊鐵を要し、其結果として獨逸の製鐵業者をして有利なる地位に立たしむ可し。更に顯著なる事實は兩國に於ける銑鐵生産費の相違是れなり。前記請願書は此點に關し、英國製鐵業者組合の書記ジーンズ氏の調査に基き、英國に於ける銑鐵一噸の生産費四十志十片に對し、獨逸に於ける生産費三十六志十片なることを擧げたり。而して千八百九十年より千九百七年に至る間、獨逸に於ける銑鐵の産出高は四百五十萬噸より千二百六十萬噸に増加したるに、英國に於ては、七百九十萬

噸より一千萬噸に増加したるに過ぎず、鋼鐵の產出高も亦獨逸に於て二百十萬噸より千二百萬噸の増加を示したるに對し、英國は三百五十萬噸より六百五十萬噸の増加を爲したるに止まれり。

斯の如く獨逸の製鐵、製鋼業は大規模の事業と爲り、又繁昌を呈しつゝあるに相違なしと雖も、然も此事業たる最も熱烈なる保護に浴するものなることを忘る可からず。獨逸の製鐵製鋼業は果して保護の結果として發達し、又繁昌しつゝあるものなりや否やは茲に論せず。唯獨逸の關稅則が所謂學理的に是等事業に保護を加へて遺漏することなきを期するは、關稅表に於ける鐵并に鋼鐵の類別が六十六項の多きに上れるの一事を以て之を推知するに難からず。然も鐵と云ひ、鋼鐵と云ひ、今日の産業社會に於て關係する所甚だ深く、且つ廣く、産業の一科程に於て既製品たるものは、他の科程に於て原料品たるの狀態に居れり。而して所謂學理的に關稅則を制定し、關稅率を上下せんか、生産科程の低級に於けるものよりも高級に於けるものに稅率を重くし、粗製品に於けるよりも既製品に稅率を重くするを以て、普通の方針とせざる可からず。即ち塊鐵は石炭と相並んで、全産業に於け

る基礎的原料なるが故に、其輸入を無稅とするに反し、銑鐵には百基に付き一馬克、半製の鐵には一馬克半の課稅を爲し、更に進んで鐵軌條、アングル、條鐵等に對する稅率は二馬克より五馬克の重きに至らしむ。斯の如くして、稅率は一方外國の競争を防遏すると同時に、他方には製造業の原料たり、補助材料たるものに、過重の課稅を加へざるが如く巧妙に上下せらる。獨逸の關稅則が所謂學理的なる名を借せんとする所以茲に存すと雖も、然も此學理的關稅則が實際に運用せらるる結果如何を見るに、其影響の及ぶ所決して淺少なりとす可からず。第一保護關稅の爲めに、物價が騰貴を來したる際、消費者が消費を節約し、勞働者が賃銀の上進を請求するに於ては、其結果として早晩被保護事業に不良の影響を及ぼすは明白の事實なるのみならず、消費者は一面に於て消費者たると同時に、他面に於て生産者たるの場合少なしとせず。今此生産者が其使用する原料品に對して高價を支拂ふに於ては、如何にして世界市場に於て、多く低廉に生産を營む競争者と同一條件の下に競争するを得べきや。獨逸の保護論者と雖も、現行關稅則を制定するに際し、必ずしも此點に盲目なりしに非ず、唯彼等は内國に於ける被保護事業の利益増加すれ

6 ば、事業の間に於ける競争を劇烈にし、結局物價を平準點に低落せしむ可きことを以て、如上の憂を消さんとしたり。此希望たる敢て今日に始まれるものに非ず、既往に於ける保護論者が常に夢想して已まざる所にして、保護論者が保護論の使徒として渴仰措かざるフリードリッヒリストの如きも、亦保護税は或る時期の間、内國製造に係る貨物の價を騰貴せしむ可しと雖も、内國競争の結果將來に於て物價を低下せしむ可しと論じたり。是れ議論として、頗る巧妙なり。此議論を推究せんか、保護は自ら保護の解毒劑と爲り、自ら中和の作用を爲すと云ふに同じ。聊か自家撞着の嫌なきに非ざれども、姑く之を措き、此理論の實際的效果を見るに、或る作用の起れるが爲めに、全然リスト以下其後繼者の希望をして架空のものたらしめたるの觀なきを得ず。或る作用とは何ぞや。シンヂキグート并にカールテルは即ち之に當るものなり。

本來工業上に於て、商業上に於て、將た又金融上に於て、當業者が互に聯合して以て物價を維持し、生産を制限する傾向は必ずしも近代に至て始めて之を見る者に非ず。一般消費の用に供せらるる貨物を買占め或は所謂商業制限 (in restraint of trade)

の目的を以て、聯合を行ふが如きは、自由貿易國たると保護貿易國たるとに論なく共に其の事例の多きを見る可しと雖ども、唯茲に一の注意を要するは、斯る聯合を行ふ必要條件として、問題と爲れる産業が少數者の掌中に在りて、獨占の形態に居り、敢て外間の競争に曝露せられざるの事實を閑却す可からず。此點に於て獨逸に於ける石炭鐵の事業は恰好の事例とす可きものなり。蓋し此二事業は大規模の下に行はれ、隨て少數事業家の手に於て經營せらる。或は自由貿易國に於ても是等事業は往々にして獨占に傾き、當業者をして公衆に對し、産物の賣價を左右するの地位に立たしむるが如くなれども、然も自由貿易國に於て、此事あらんか、外國より同種貨物の輸入を誘致するに至るを以て、賣價を左右し得る當業者の自由は制限せられざるを得ず。之に反して獨逸の如き保護國に於ては、輸入税は輸送の費用と共に、輸入品に對する負擔と爲るが故に、當業者にして聯合を企てんか、優に物價を引上ぐるの餘地を存するを以て、之に促されて必ず當業者は互に聯合し、團結して以て物價を左右せんとするに至る。況や獨逸の如き、公私の生活に於て組織を喜び、訓練を尊ぶ國に於てをや。國家的又は國際的關係に於て、重要な地位を

7

8 占むる産業にして、一としてシンデケートに支配せられざるものなきの觀あるが如き、決して偶然なりとす可からず。現に千九百七年の報告に據れば、獨逸に於ける工業上のシンデケートは、三百四十七の多きに上り、其八十は鐵鋼鐵業、八十六は織物業、十九は製紙業、十二は製革製靴業、二十は木材業なりと云ふ。又石炭の如き關稅の保護を受けずと雖も、尙ほ港灣より内地市場に達する鐵道賃率低減の形態に於て保護せらるゝものに對しては、有名なるウエストフエリア石炭シンデケートありて全國に於ける産額の五割六分を支配するの事實あり。

斯く保護關稅の障壁の下に有力なる組織の存在するに至れるは、即ちリスト以下其後繼者の夢想したる所を實現したるものと云ふを得るか。ヘルフェリツヒ氏は此點に就て批評を下し、『獨逸の保護關稅は今日曩にリスト等の要求したる意義に於て教養的効果あるものに非ず。何となれば關係の諸事業は多くの場合に於て外國の競争と相敵するの實力を有するに至りたればなり。獨逸に於ける被保護事業は多く大規模の生産法の行はるゝものにして、隨て保護の効果は是等の産業に相互に聯合し、以て物價を左右せしむるの方便を供ふるに至れり』と云へり。

(Helferich-Handels-Politik, 1901, s.158) 如何にも此言の如く、試に或る期間に通じ、獨逸と世界市場との物價を比較せんか、獨逸の物價は常に高く、然も其高き程度は輸入税に運賃を加へたるものに相當するの事實を見る。左の一表は此事實を明にするものなり。

英獨鐵一噸の市價

英吉利	獨逸	獨逸市價の超過高
一八九五	三五	一八、五〇
一八九六	三六、二五	一八、五〇
一八九七	四一、〇〇	一九、〇〇
一八九八	四〇、五〇	一九、五〇
一八九九	四三、七五	一八、七五
一九〇〇	六七、五〇	二四、五〇
一九〇一	五〇、五〇	四七、五〇
一九〇二	四四、〇〇	一五、〇〇

一九〇三 四六、七五 六一 一四、〇〇
一九〇七 五六、二五 七八 二一、七五

獨逸に於ける銑鐵一噸の輸入税は十馬克なり。之にミッドルスポローより漢堡に至る運賃五馬克半、ロツテルダム又はアンウエルスに至る運賃三馬克七十五乃至四馬克七十五、是等港灣より水路に依り、ルール地方に至る運賃六馬克を加算せんか、獨逸に於ける銑鐵の時價は税額と運賃だけ世界の市價より高きの計算と爲る可し。

論者にして一度び以上の事實を顧みんか、保護論者が保護關稅の效果として、他日競争を促して物價を低落せしむ可しと云ふ所説の當らざるを確むるに難からず。論者の待望する競争はシンヂケートの爲めに遮斷せられ、物價はシンヂケートに左右せられ、再生産の用に供する爲めに、是等貨物を使用する者は輸入税に加ふるに運賃に相當する高價を支拂はざるを得ざるに至ること明白なりとす。斯る状態の下に於て、廉價なる銑鐵の供給に重きを置く製鐵關係の諸事業は如何なる運命に陥る可きか。内國市場に於ては、シンヂケートの効力に依て、鐵類の賣價

を高くし、以て負擔を消費者に移すを得べし。現にライン、ウエストフエリア其他の地方に於て、有力なる製鐵業者の組合組織せられ、其効力に依て首に外國の競争に對して輸入税を利用するのみならず、内國消費者に對して、賣價を高くする用にも之を供するに勉む。茲に於てか、當業者は保護關稅とシンヂケートと二種の作用に依て、産業上の命脈を保たんとするものにして、經濟社會好景氣に際會し、物價の高直なるときは、關稅保護の下に、生産費の増加したるだけ、物價を引上げて、以て消費者に負擔を加ふるを得るとするも、此反對に經濟社會不景氣ならんか、必要とする平準點に物價を維持するに難く、原料の高價なる影響を蒙り、産業上に劇烈なる變動を招かざれば、已まざるなり。被保護事業の内國市場に於ける地位は斯の如くなるが、其外國市場に於ける地位は果して如何。内國に於ては騰貴したる内國の市價を以て原料品を購入し、而して世界の市價を以て、既製品を外國市場に賣却するに於ては、獨逸の製造業者は外國殊に世界の市價を以て原料品を得る英國と競争するに堪ゆ可からず。況や獨逸のシンヂケートは往々にして内國の製造業者に對しては保護關稅と運賃とを加算したる高價を以て、半製品を賣却しなが

12 然らば外國の競争者に對しては世界に於ける市價又は不景氣の際には、必要上其以下の賣價を以て賣却することあるに於てをや。現に千八百九十八年より千九百二年に至る數年間ウエストフエリアの石炭シンデケートは奧地利並にボヘミアの製鐵業者に骸炭を賣却するに一噸八馬克五十の賣價を以てしたるに、内國の同業者には却て十七馬克の高價を課したるの事實あり。(Vogelstein, Die Industrie Der Rheinprinz. s. 78-9.) 又千九百六年より七年に至る間奧地利の製造業者は一噸十一馬克の賣價にて獨逸より石炭の供給を受けたるに、獨逸の同業者は却て十六、七馬克の高價を支拂ひたるが如き、千九百九年獨逸工業組合は石炭シンデケートが内國市場に賣却するよりも二割五分乃至三割方の廉價を以て、白耳義に石炭を賣却するの事實を非難したるが如き、千九百二年デュッセルドルフ商業會議所が獨逸に於て英國市場に向け英國品よりも一噸に付き十志だけ廉價にて熟鐵を賣却する爲め、英國に於ける獨逸製鐵の販路を沮害するの事實を擧げたるが如き、内外市場に於ける差別的賣價の實例は枚擧に遑あらず。然も是等に比して、更に弊害の甚だしきものあり。即ちシンデケートが獨占の勢力を藉りて、市場に於て横暴の

處置を爲すときは、斯るシンデケートより高價にて原料品半製品の供給を受くる事業者はシンデケートと關係を絶つるの必要を認め、本來の事業を行ふ傍ら、此事業を續行するに必要な原料品の供給を自ら得るの方針を取るに至る。近時ウエストフエリアの染業者組合が千七百萬馬克を投じて、炭礦を買入れたるが如き、炭礦シンデケートより獨立するの目的に出でたるものなるが、斯く製造業者が一方に原料品供給の業を兼營するときは、シンデケート以外の者には高價を以て原料品を賣却し自己は原價又は其以下の價を以て、原料の供給を受くるに至るは自然の結果にして獨占の弊害に應じて起りたる計畫が更に其弊害を甚だしくするに至るものと云はざるを得ず。

13 保護政策の下に産業上に現出したる事相右の如くなりとすれば、此政策は當初之を主張したる者の所期と正反對の効果を生せるものにして、保護政策に依て存立を全うし得べしと思ひたる事業は却て其存立を傷けらるゝことゝなれり。保護政策に對する非難の漸く高きに至れる亦怪むに足らず。前記の請願書は、其結末に於て『吾人は今自由貿易の下に在るよりも、保護貿易の下に却て一層不良なる

14 地位に陥れり。シンデケート其他聯合の勢力強大なる以上は緩和的手段を施すも直に之に對抗する計畫を講じて、其効果を薄弱ならしむ可きが故に、今日に於て爲す可きは、斯る弊害の生じたる根柢を除去するの一事あるのみ」と斷言したり。是等同志の製造業者が自由貿易賛成の運動を爲して、其成效を期するは果して何れの日に在る可きや、之を知る能はず。政府も帝國議會も一片の請願に對して、容易に耳を傾くるものに非ざる可しと雖も、然もアダムスミスが其富國論の一節に於て「貿易の自由が英國に全然復歸するに至ることを望むはオーシアナ又はユーロピアを望むが如く誤まれり。公共の偏私のみに止まらず、更に容易に打破し得べからざる私人の利害關係は必ず之に反抗す可し」と云ひたる一事を回想せんか、英吉利に於てユーロピアを以て目せられたる新機運が容易に開けたるが如く、獨逸に於て亦同一の事實に接することなしとす可からず。自由貿易會議が保護政策の弊害を明にするに勉めたるは、今後商業政策の方針を更新するに當つて資する所あること勿論なりと云ふ可し。

二

失業問題并に之に關聯する失業者救濟方策は、今日歐洲諸國の政治家が等しく懷を惱ます所にして、英國近年の社會政策の如き或る程度まで失業問題解決の必要に促されて、進行したるの觀あり。茲に於ては關稅改革論者は、此機微を察し、關稅改革を以て失業問題解決の一法に充つることを主張して止まず。思ふに此所説たる其由て來る所を案すれば、遠き以前に在りと云ふ可し。千八百八十六年不景氣調査委員會最終報告を見るに、此點に就て左の如き意見あり。

職業の不足は現時の不景氣に於て、最も酷烈なる現象なり。而して今日の如く英國が無稅にて外國の生産物を内國に誘致し、市場を浸略せしむるに當り、果して増加する人口に對して充分の職業を供ふるを得るや否やは、重大なる問題ならずんば非ず。今日の困難は往時に於けるが如く、必需品又は有用品の缺乏せるに非ず、如何に廉價に又供給豊富なるも、之を得るの資力を人民に與ふる職業の不足せる一事に存す。(Final Report of the Commission on the Depression-IV)

15 即ち此委員會は暗に貨物の自由輸入が失業の原因たることを諷したるものなるが爾來此種の意見は明に關稅改革論者に依て唱道せらるゝに至れり、今回の

16 自由貿易會議に於て、偶々此問題が討論の一題目と爲れるも偶然ならずと云ふ可し。労働者に對する需要と其供給との間に適合を缺き爲めに失業を生ずる原因に就ては世間自ら異説なきに非ず。或は需給關係に於ける一時の不適合より失業者を生ずる場合あり。或は商業上の不景氣又は或る産業に従事する労働者に對する季節的變動より同様の事情を見ることあり。關稅政策と是等の事情と如何なる關係あるやを考ふるに、本來今日の生産組織は最も複雑を極め、特殊的性質を帯び、常に變動して、殆ど其定着する所を知る能はざるの觀あり。生産の方法は常に進歩し、需要の方法も亦動搖して、共に已まざるに加ふるに、近代の生産は何れも將來に起る可き需要を標的とす。斯の如くにして需要と供給との間の均衡を缺くことあるは當然にして、其均衡の破るゝと共に、失業者を生ずるも敢て異とするに足らず。若しも關稅にして、斯く一旦打破せられたる需給均衡の復舊を急速にし又容易ならしむるを得んか、失業問題を解決するの上に於て、關稅政策の效果大なることを認めざるを得ず。一部の論者は此効果を信するものにして、例へば或る産業の沈滞を來したりとせんか、政府は宜しく關稅に、依て之に保護を加へ以

て舊時の状態に復せしむ可く、然らば労働者をして職業を失ふに至らしめざる可しと云ふ。斯の如くなれば失業問題の解決甚だ容易なれども、論者の希望するが如き結果は多くの場合に於て關稅に於て期待するを得ざるのみならず、強て之を行はんか、爲めに蒙る負擔は決して輕しとする能はず。蓋し關稅の作用に依て、産業上の變動を沮止するは緩慢なる變動に代ふるに、急劇なる變動を以てするものにして、失業を惹起するの弊は前者よりも寧ろ後者に多しとす。思ふに如何なる國と雖も、一箇月又は一箇年を期して、關稅に改正を加ふるは、不可能とする所にして、若しも斯る事あらんか、商業上の安全を傷け、企業心を阻喪せしむるに至る可し。故に或る事業に衰頹を來したる場合に、其衰頹の程度に應じて、關稅を賦課し、産業衰頹の徴已むに至るまで、徐々増率を行ふが如きは、到底實際に之を見る可からず。然らば假に産業の衰頹は一時的のものとし、衰頹の後に其反動として活動を來さんか、關稅は事業に對して無用の刺衝を加ふるものにして、其結果は全體に於て産業の不確實を招くに終らざるを得ず。

17

又關稅に頻繁の變更を加ふる能はざるに就ては、他に有力なる理由の存するこ

18 とを認めざる可からず。蓋し今日各國の關稅率は、多く他國との條約に於て協定せらるゝを常とし、其結果如何なる國と雖も日々他國と稅率を協定して、變更する能はざるは勿論數週間、數箇月を期限とする協定をも爲す能はず。條約上の協定は必ず或る年數を通じて効力を有するものなる以上は、此年間には内國の事情に動かされて、變更を加ふるが如きは、到底行ふ可からず。且つ關稅率の決定に際し稅率の高低又は稅目の範圍等に就て多少の過誤を存し、實際の事情と適合せざるものあるは、如何なる場合に於ても免かれ難き所なるが、斯る關稅率と雖も、之を實施して、或る年數を経るときは、實際の事情を調和するに至る。然るに今産業上に於ける一時の變動に依て關稅率に頻繁なる改正を加へんか、産業社會は之と適應するに忙はしく、却て種々の變動を蒙らざるを得ず。

或は關稅協定に依て、一國が他國の關稅を拘束せんか、他國は濫に關稅率を動かして、自國の産業に打撃を及ぼすが如きことなるに至る可しと云ふ。然れども英國の如き従來自由貿易主義に依て關稅制度を構成したる國に於て、新に他國と關稅協定を爲さんとするには、新に關稅上の障壁を築くことを必要とす。然らば他

國の障壁を除かんとして、自ら外國貿易上の障壁を設くるの愚に陥るものにして、斯の如くして、何ぞ貿易の増進を期するを得んや。況や他國の障壁と稱せらるゝものも條約上の最惠國條款に依て或る程度まで之を脱却するを得るに於てをや。次に産業の季節的變動と關稅政策との間には、如何なる關係ありや。蓋し産業上の季節が七八年乃至十年を一期として往來するは學說上并に實際上に於て、共に承認せらるゝ所にして、不景氣の際には失業者多く、好景氣の際には、其少なきを常則とす。今商務院が職工組合の失業者報告を基礎として、調査したる所を見るに、大體の趨勢を明にするに足るものあり。

職工組合失業者比率

一八八〇—八三	商業好況	三、四四
一八八四—八七	商業不況	八、一一
一八八八—九一	商業好況	二、九三
一八九二—九五	商業不況	六、七八
一八九六—一九〇二	商業好況	三、一一

一九〇二—五

商業不況

五、五五

一九〇六—七

商業好況

三、八三

何故に商業上の景氣が季節的に變轉するや、其理由は姑く之を多方面の研究に譲り、關稅は果して斯る順環的季節の發生を抑制し、又は順環季節間に起る不景氣を除却するを得るやと云ふに決して然らず、却て反對の事相を見るを免かれず。蓋し商業の不景氣なるものは、企業心の阻喪に伴ふ産業上の動搖にして、或は需用を推察するに就て過誤ありたるが爲め、或は供給の不足したる爲め、或は不健全なる銀行の營業に關聯して、金融上に蹉跌を生じたる爲めに、産業社會の攪亂を來して、不景氣を招くに至るものなれば、今一國が新に關稅を賦課し、又は不景氣に際して、關稅を改正するが如きとあらんか、如上の動搖を大ならしむるの外に得る所ある可からず。外國に於ける關稅改正に依て、自由貿易國たる英國が有利なる影響を蒙らざるは論を俟たずと雖も、然も英國自身煩雜なる關稅則を設け、又は隨時之を改正して、爲めに蒙る損害とを比較せんか、決して同日に談す可からず。諸外國の關稅則は敢て同時に、又同一方嚮に改正せらるゝものに非ず、一國の市場閉鎖せ

らるる、一方には他國の市場開放せられて、一方に失ひたる所を他方に得るのみならず、一國が保護關稅に依て、貿易上の障壁を高くするとき、中立國市場に對する商品の販路に困難を感ずるに至るを以て、自由貿易國は其隙に乗じて、利益ある地位に立つを得べき道理なり。

或は云ふ、保護政策は一國が經濟上の關係に於て、他國に依頼するの傾向を抑制し、隨て一國の季節的動搖が他國に波及するを防遏するを得べしと。蓋し今日各國に於ける商業上の季節的變動は多く同時に發生するの傾あり。其理由は近代各國に於ける經濟上の關係密接せるが爲めにして、隨て一國に於ける動搖は直に他國に其影響を及ぼすの常なり。故に保護政策に依て、國際間に於ける貿易上の關係を遮斷せんか、斯る變動の傳播を防ぐを得るの道理なれども、然も今日各國は斯る程度に於て相互に獨立するを許さず、強て之を爲さんか、假令ひ商業上の順環季節に依る變動は之を避け得べしとするも、他に蒙る損害の容易ならざるものあるは論を俟たず。

更に實際上の問題として、自由貿易國たる英國と保護貿易國たる獨逸と孰れに

失業者の多きやを知るは如上の議論を解決する上に於て最も必要なり。此點に就ては我輩はチャブマン教授が本年一月四日發行のマンチエスター、グアードリアン紙上に掲げたる論文を抄引して、以て事實を明にす可し。

英國には倫敦を始め各地方に窮乏委員會 (Distress Committee) なるものあり、任意的記録の方法に依り、失業者の數を公表す。獨逸に於ても亦千九百八年十月より千九百九年二月に至る間失業者に就て前後四十回の現状調査を爲したるものあり是等調査の中、十に就き、各地方に於ける人口と失業者との比例を見るに、大略左の如し。

人口一千に對する失業者數

アウグスブルヒ	(一九〇九年一月)	四
伯林	(一九〇八年一月)	一三
同	(一九〇九年二月)	六
ドレスデン	(一九〇九年二月)	九
ハイデルベルヒ	(一九〇八年一月)	三

カールスルーヘ	(一九〇八年一月)	四
ミュンヘン	(一九〇八年一月)	一五
ピヨルツハイム	(一九〇八年一月)	五
ウイースバーデン	(一九〇八年一月)	六
ツイッタウ	(一九〇九年二月)	五

以上の表に據れば、人口に對する失業者の平均割合は一千に對する八なり。而して千九百八年十一月末英國六十箇所に於ける窮乏委員會の報告に據れば、ブラツクバーン并にオルダムに於ける千に對する二を最低とし、ウエストハートルプールに於ける千に對する十四を最高とし、各地方に於ける平均は獨逸と同しく千に對する八に居れり。然らば一部の論者が喋々するが如く、獨逸は必ずしも失業の禍を蒙らざるものと云ふ能はざるなり。

三

第二回萬國自由貿易會議開會に臨み、或は有力なる講演を爲し、或は價值ある意見書を寄せ、或は参考に資す可き材料を投じ、以て會の盛行を助けたる人士は擧げ

24 て數ふ可からず。クローマー伯の如き、バステイブル教授の如き、イーウ、ギョー氏の如き何れも然らざるはなし。而して吾輩は特に最も今回の會議に與て力ある一人を擧げんとす。其は獨逸を代表せるブレンタノー教授にして、教授は、經濟學と財政策 (Political Economy and Fiscal Policy)、「獨逸穀物關稅論」(Die deutschen Getreid ezölle) と題する二小冊子を刊行して、會員に頒布し、講演に於ては主として後書に於ける趣意を敷衍したり。經濟學と財政策に於ては、ブレンタノー教授は獨逸財政困難の狀況を略叙したり。之に據るに獨逸は帝國組織より今日に至るまで、既に二億二千二百二十五萬磅以上の公債を負ひ、一方に其收入を投じて經營したる利殖的事業例へば郵便業、印刷業、鐵道業等に屬する資産を數ふれば、九千八百二十五萬磅に過ぎざるを以て、差引一億二千三百萬磅は單に負債たるの外、何ものをも代表することなし。蓋し獨逸は極東の、西南阿非利加に、東阿非利加に兵を動かし、其費用として三千三百萬磅の公債を發行し、カイゼルウキルヘルム運河の開鑿にも、亦五百五十萬磅の公債を要したるのみならず、更に最近十年間經常費の不足に應ずる必要上公債の收入に仰ぐこと一萬磅の多きに及べり。當然租稅の收入に依

頼す可き經常費に應ずるに、公債の收入を以てするの誤まれるは勿論にして、他日事變に際して、斯る處置の爲めに、帝國財政の信用の傷けらる可きは明なりとす。比年所謂財政改革の名の下に、歳出入の均衡を保たしめんとする計畫頻に行はるは、如上の事情に胚胎するものにして、千九百六年にはフオンステンゲルの改革あり、千五百五十萬磅の増收を得ることを期したるが、實收は千萬磅に止まり、次でシドゥの改革あり、二千四百五十萬磅の増收を得るの計畫なるが、果して豫期の如くなるを得るや否や疑はしきものあり。且つ千九百九年度經常費に應ずる公債の所要額を算定するに當り、政府は之を千四百萬磅と計算したるが、二箇月後に至りて、二千四百五十萬磅を要すること明瞭と爲り、尙ほ之にても足らず、結局千九百九年度の追加豫算は二千六百萬磅に上り、千九百十年度に於ても亦七百五十萬磅の公債を要し、斯の如くにして獨逸の公債は二億五千四百萬磅の巨額に達す可しと稱せらる。

25 獨逸の財政が斯る悲況に沈淪するに至れる原因は果して如何。ブレンタノー教授は此問題を提起し、此解答を得るには、經濟學と財政策との關係を明瞭にせざ

26 可からずと斷言し、英國の財政が自由貿易主義の下に、頗る良好なる發達を遂げ、又満足なる経過を爲しつゝあることを擧げ、獨逸に於て其然らざる次第を論じた。本來ビスマルク當初の意思は英國に於て成效を博したると同一の原則に基ひて、帝國財政の發達を謀るの一事に存したること疑を容れず。而して此原則を遵守するには、物産税并に海關税を一般消費の用に供せらるゝ貨物に集中するが如き、其最も必要とする所にして、煙草專賣の如き、此見地より計畫せられたれども行はれず、政治上其他の關係より、自由貿易主義を棄て、保護關稅則を採用するに至れり。保護關稅則の下に、内國の生産が變動したる市場の狀況に適應するに至らざる間は、保護關稅に依て、國庫に收入を生ずるを得べしと雖も、本來保護關稅の目的とする所は、輸入を制限し、又之を減少せしむるに在り。然らば此目的の到達せらるゝに隨て、收入の減少するは必然の勢なるのみならず、保護關稅は生活上に必要なる貨物の代價を騰貴せしむるを以て、此點より納稅者の納稅力を涸渇せしむ。保護關稅の下に於て、納稅者は國庫の收入と爲る可き租稅を負擔するのみに止まらず、全然國庫の收入と爲らざる租稅をも負擔す。即ち人民が支拂ふ租稅の

一部否、大部分は私人の囊中を肥す者にして、英國と比較し、租稅の收入にして、國庫に收納せらるゝもの少なきが如き、如何にしても獨逸の租稅制度を辯護するに足らず、却て其最大缺點を曝露するものなり。若しも斯る金額にして國庫に收納せられんか、財政改革の如き容易に成就し得るの道理ならずや。物産同一證明の規定廢止せられたる以來、内國に於ける穀物の市價が稅金額だけ、世界市場の市價を超過するに至れるは明白の事實なり。假に獨逸の全人口六千三百二十一萬九千人の五分の一は自國産の穀物を消費するものとし、他の五分の四は外國より輸入せらるゝ穀物を消費するものとするに、保護關稅の結果穀價の騰貴したる爲めに蒙る負擔は四千五百四十五萬二千八百四十八磅に上り、其内四千二十三萬五千五百六十八磅は徒に私人の囊裡に歸するのみ。千九百八年國庫に於ける穀物稅の收入のみより算出するとき、納稅者の負擔は一人當二志に止まると雖も、穀價騰貴の爲めに蒙る負擔を算入せんか、十八志に當る可し。他の保護稅にも同様の趣あるは勿論にして、稅率高く、輸入少なきに隨て、私人を利する爲めに、納稅者より徵收する所大なるに至らざるを得ず。而して之が爲めに國庫に與ふる收入の充分

なるを得ざる上に、更に納稅者の他方面の租稅を支拂ふ實力を殺ぐに至る。若しも獨逸の國庫にして、其消費者が保護關稅の結果として、私人の囊裡を肥すものを收めたらんには、收入を充實するを得るは勿論なり。然るに事實は之に反し、人民の納稅力は物價騰貴の爲めに減殺せらる。而して是等物價騰貴に依て利益する者を寛大に遇せんとする以上は、國家は増稅に依て收入を求むるに困難を感じ、勢公債を發行するの已むを得ざることを爲る可し。

故に獨逸帝國が建設以來今日に至るまで、前記の如き多額の公債を發行したるは、保護政策の結果、公債に依て國家經費に應ずるの已むを得ざるに至れるものにして、之を以て財政上に於ける自制の念に缺きたりとして、非難を加ふるは當れりとせず。而して是等の公債は國庫の領收したる金額よりも多くの負擔を國民に及ぼすが故に、政府は勢、現代の必要に應ずる爲めに將來に依頼するの外に道なきに至る。或は保護關稅則を以て、獨逸近代に於ける經濟的進歩の原因とするものあり。然も獨逸が保護政策を採用したる最初の十年間は不景氣の時代にして、其後千八百八十年代の終より、千八百九十年代の始に好景氣の來るや、自由貿易國た

ると、保護貿易國たるとの論なく、共に其意を得、最近時に於ける不景氣も、又其恢復も英獨兩國を通じて、共に之を見たりとすれば、經濟上の機運を以て、保護關稅に支配せらるゝものと斷定するは、當を得たりとす可からず。固より米獨兩國に於て經濟社會の繁昌を極めつゝあるは、著明の事實なれども、其原因を案ずれば、米國に於ては無疆の富源開發せられ、獨逸に於ては技術上の進歩盛なることを挙げざる可からず。兩國共に英國に對して、有力なる競争者と爲り、或る點に於ては、英國を凌駕するものあるを以て、自ら多數の英國人を驚かし、而して彼等の無識なる事の原因を探究せずして、一概に之を保護關稅則の效果に歸せんとす。斯る謬見を懷く者は今や倫敦の金融市場に關係する人の間に多く、自由貿易の廢棄を主張して已まず。畢竟彼等が之を主張するは、保護に附隨して生ずる政治の腐敗、シンヂケトト又はトラストの組織に依て、其間に自ら利益せんとするの私心に基くもの以外ならざるなり。

或は今日財政上の見地より英國關稅策の更新を主張する者あり。英國の領土を擴張し、又は之を統一するの聲は屢々上流社會の間に唱へらるゝ所なり。蓋し

30

上流社會に此聲あるは、彼等子弟の多數が海陸軍に出仕せる關係より、其榮達を謀る爲めに、領土の擴張を必要とするものなれども、斯る計畫を實行するは、多額の費用を投せざる可からず。然も英國が自由貿易政策を繼承する以上は、斯る費用は之を所得稅并に相續稅の收入に仰ぐの常にして、結局上流社會の負擔に歸するの外なし。然らば彼等は或る利益を得る爲めに、先づ之に對する負擔を蒙らざるを得ず。得失利害相伴ふの一事は、彼等の最も苦痛とする所なり。茲に於てか、バルフォア氏の如き熱心に英國租稅制度の基礎狹隘なることを攻撃し、各種貨物に對する稅率を増加するに非ざれば、國費の増加に應ずる能はずと云ふ。何ぞ知らん、氏等一派の眞意は表に斯る提言を爲して、裏に下層社會の租稅の負擔を加へ其收入を上流社會の用に供せんとするものなるを。英國租稅制度の基礎は敢て論者の唱ふるが如き狹隘なるものに非ず、又假令ひ狹隘なりとするも、現時の自由貿易策の下に之を擴張するの困難なるものに非ず。現にロイドデヨード氏の編製したる豫算并に之に伴ふ財政計畫を見れば、或は土地に對し、或は鑛山に對して、新に課稅し、相續稅を改正する等、課稅の基礎狹隘なるの嘆を訴ふることなし。茲に

於てか、論者は、從來自由貿易の下に於ては、國費の増加に應ずる能はざると云ふ非難の事實上打破せられたるに驚き、更に攻撃の鋒を一轉し、社會主義云々の言を弄ぶの已むを得ざるに至れり。英國の保護論者は、獨逸の財政制度を理想とするが如くなれども、獨逸にして從來の如く、租稅收入の大部分を擧げて、私人の囊裡を肥すの政策を改めざる限り、今後如何なる間接稅の増率を行へばとて、國庫の用を充すを得べからず。而して公債の増加は必ず帝國の信用を傷くるの恐ありとすれば、獨逸たるもの其人工的經濟策を一擲して、自然的政策を採用せざる可からず。斯る狀況に臨んで英國が獨逸の政策を學ばんとするに至ては、眞意の存する所を知るに苦まざるを得ざるなり。

更に近刊の或る雜誌を讀むに、穀物關稅の爲めに、獨逸の製造工業家が如何計り苦痛を感ずるや、其例證として擧げたる一事實あり。即ち獨逸の製造業者にして、和蘭との境界に近き者は、和蘭領域内に労働者の宿舍を設けたり。斯くすれば労働者は低廉に生活するを得るが故にして、隨て毎日蘭領エムンシエーデより獨逸グローナウに至り、同地の工場に労働する獨逸労働者の數は六七百を下らず。蘭領

31

グランネルブルヒの如き如上の關係より、獨逸人を收容して、人口四千を數ふるに至れりと云ふ。労働者にして斯る便宜を有し、又製造業者にして斯る便宜を有する労働者を使役するを得れば甚だ可なり。斯る便宜を有せざる者に至ては、生活費増加の爲めに賃銀騰貴の爲めに苦むは明白にして、是れ亦保護關稅の弊害を曝露したる一材料と云はざる可からず。

四

近時保護關稅策に對する反動は、實に獨逸に止まらず、世界到る所に之を見るを得べし。佛蘭西に於ては食料品市價の騰貴する爲め、生活費に増加を來して已まざるを以て、代議院に於ける社會黨議員は此點に關する調査を開始し、伊太利に於ては過般建國の英雄カヴールの誕生百年祭を舉行するに當り、特に吾人は商工業の發達に就て、過度の保護主義又は不公平の特權に依頼するよりも、伊太利人の才能、智力、并に勤勉に依頼するの可なるを認む。一國產物の増加を謀ることを以て、吾人唯一の目的とす可からず。之と同時に公共の富を寄與するに最も力ある社會階級即ち労働者階級の幸福を増進する原因を探究するを要すと云へるカヴー

ルの手書を印刷して、公衆に頒布し、暗に保護主義排斥の意嚮を示し、加奈陀に於ては、總理大臣サーウキルフリッドローリエーが過般國內を巡遊するや、各地方に於て『吾人に自由貿易を與へよ』と云ふ要求に接し、之に對してローリエー氏は、英國の實例こそ商業政策に於て則る可き範を示したるものにして、加奈陀は漸次之に向て進む可く、而して此域に達するまで、英國と特惠條約を締結し、更に米國と互惠條約を締結す可きことを答へたり。又米國に於てペインアルドリッチ關稅則が國民の輿望に反して、稅率の低減を行はざりしが爲めに、累をレパブリカン黨に及ぼし、黨勢不振の狀に陥れるは、著明の事實なりとす。此際に當て、第二回萬國自由貿易會議が自由貿易政策の下に殷富を極めつゝあるアンウエルス市に開かれたるは、斯論の如き最も祝す可しとす。